耽奇漫録 山崎美成集 下

特別
45
1422
3

耽奇漫録　下之巻

目録

浅草寺寳物古面　乙酉五月十三日　文寳堂
役者市子左公人請状　好問堂
古瓦　二種　某侯
住吉製福づゝみ玩具　南無佛庵
紀州牛祢納丑　乙酉六月十三日　文寳堂
備後　虎の玩具　松羅館
金沢製うちき玩具　同
宇和島製　牛鬼一　護国

林氏文庫図書
昭和二七年三月十七日　購求

隠しの玩具　乙酉七月八日　文寶堂

張子竹馬　海棠庵

伏見製　羊の玩具　同

紀州山王権現[illegible]　著作堂

鶏の玩具　梅園

太車　乙酉八月廿四日　写山楼

伏見製狸猿　不忍庵

古瓦　弐枚　乗庵

黒塗稲荷之額　護園

同鳥居之額　同

坊主小兵衛一枚繪　乙酉九月十三日　著問叟

古銅印　二顆　海棠庵

同　二顆　好問堂

大名慳貪の匣　文寶堂

吉原大門口茶屋中通切手　護園

古代蕎麦切之箱　同

仁清作人形花瓶　乙酉十月十三日　海棠庵

たそや行燈　同

獅々　好問堂

正徳の[illegible]様　松蘿叟

浮世人形　文寶堂

義人繪　著聞館

戯子手形　梅園

落雲弟清樂文　不忍庫

古銅印　二顆　某庚

意久泥樂文　文寶堂

己上

乙酉十二月十三日

浅草寺寶物古面

翁太夫の面と云　安永年六月十五日

三社権現祭礼ニ用ゆる所なり

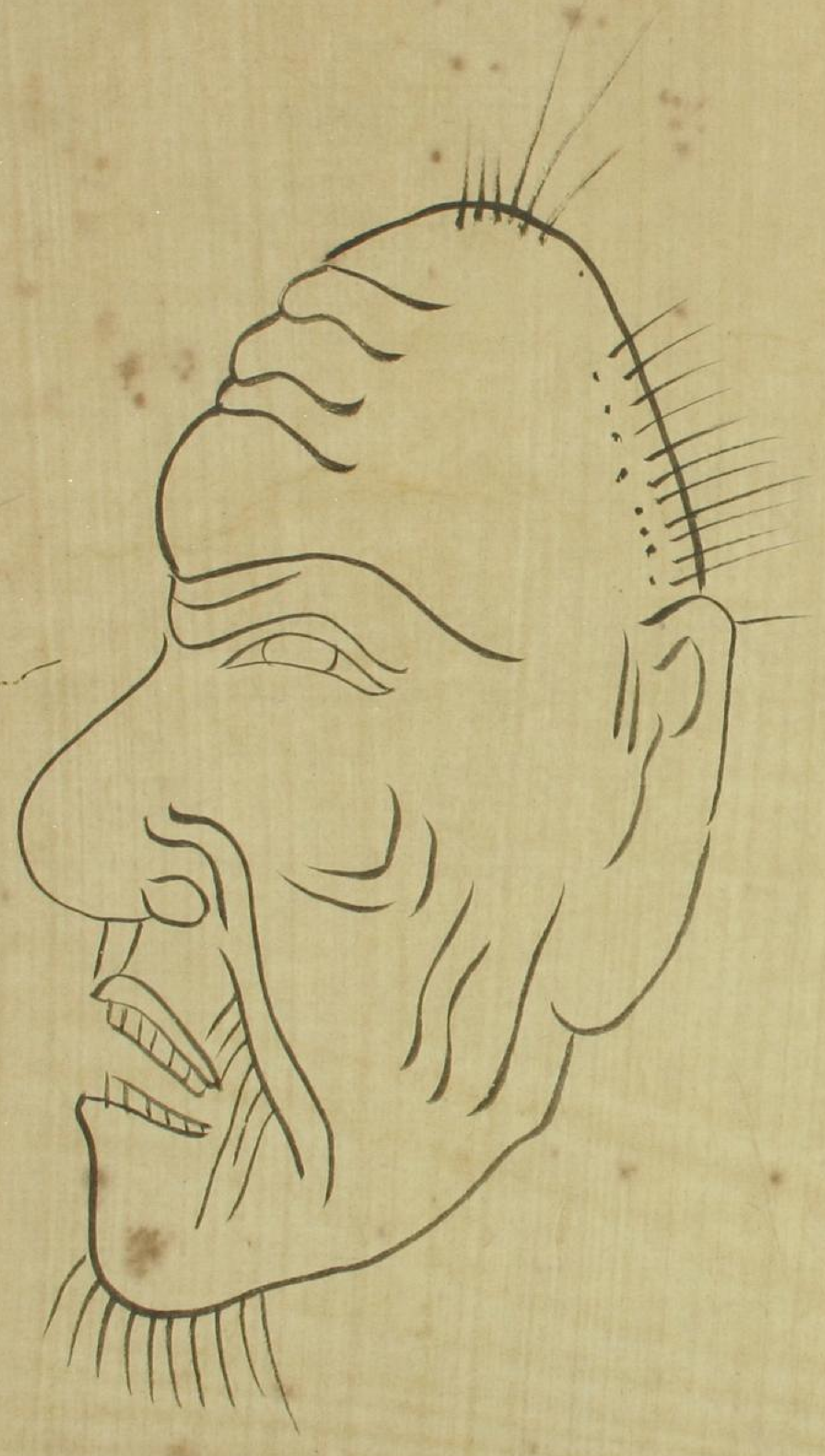

翁太夫假面表 搨本

法華寺宝物の中古面すべて六ッありその一ツを翁太夫
と云（右ニ載ル所の面即是也）其二ツを三人太夫と云て三ッあり是ら八の面
後立の面法の面なりこれ三社権現の面へといふ其三ツを細女
と云則今の極め此面也其次を猿田彦と云へり
六月十五日午の刻より田楽八太夫の配下五人此面をかぶり馬上
にて二王門を入り本堂の正面なる舞台の西北方より本堂
の東を廻りて八太夫の配下二人を具して二王門を入り是
より西の方より本堂をめぐり三社権現へまいり祝詞を読あり
胡板（ほびんざさら）を以てするもの六人舞台への前にて舞ふ舞畢りて
階を下り御供所の内より御法院へいる次に八太夫其配下二人

右具して舞臺の階より上りその一人幣と錫杖を持て舞曲を
奏す次ニ獅の舞あり 是ハ翁太夫の舞なり 次ニ三人太夫の面をかふりたる
もの階を上りともニ立て幣と錫杖をもちて舞これを六
獅の舞あり

右の古面の裏ニ記し付たる年月の掲示ハ去年 文政甲申 六月十
四日谷文二ぬしニ誘はれ抜江ぬしと共ニ田楽所なる田村
八太夫の家ニいたり舞曲の稽古を見し追あるにて乞て
彼古面ともをとりいたさせ熟視することを得てその時の
裏ニ記したる年月を掲示しありし也

没後寺子等出会供物の事

一我師瑞翁子ハ一向松翁と号 翁又葉ヲ愛成者南陀ハ二月今年卯ノ八月之
唐六年ニ至寿限終命七拾七歳ニ相当り今年散と云る所ニ残り絶て
法号来處方へ没後寺子等ニ遣し此寡実迄御礼として其外法視
聖誉又申によりて遠路より諸之人々此度本所江戸京大坂江も添て同福
何由開ヲ没後中間ニ加り法高名合て一会ニて会理法要
宗不を慈閉るに会席ニ於て助法ニて下ケ津書一つの式二事
[redacted]
御法号之宗門に於ても世之宗旨を代浄土宗寺青ニ京都

大佛前ニ[illegible]娘[illegible]列[illegible]請状[illegible]入用ニ付[illegible]

宗旨ハ一向宗ニ而寺ハ[illegible]ニ而[illegible]

[illegible]手[illegible]遠方[illegible]勤[illegible]第一[illegible]

[illegible]又ハ何国何方之[illegible]

[illegible]方ハ[illegible]

一[illegible]分[illegible]右[illegible]付[illegible]

方[illegible]

後日[illegible]請人[illegible]状仍而如件

京都祇園町 近江屋[illegible]

安永六丁酉歳

二月十六日

親方 三條木屋 秀治郎 印

江戸堀 [illegible]

請人 播磨屋 [illegible]兵衛 印

流人 八兵衛 印

江戸屋 [illegible] 百松 印

新七殿

婆豪券舞故人松濤子よ刊めくまれなる
梓をのこしはべれ
役者の緒体なあれとはなやかに写し
おける手付洒文のさくひにあはれ

春郊堂記

大宿直古尾

大蔵省古尾

右ニ種
ニ宗庚宗所

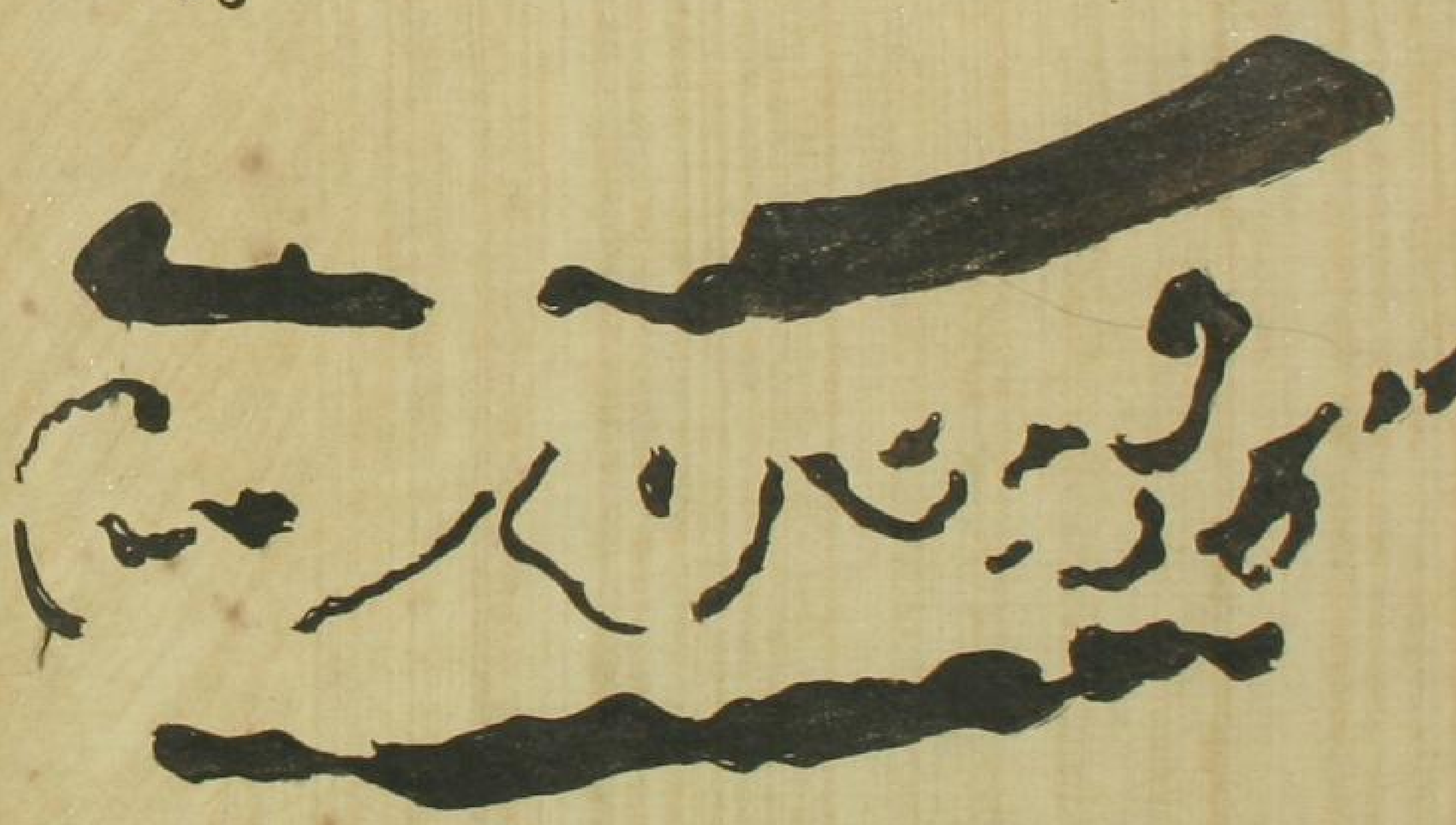

梅呂伝来の玩具
焼桐製四ツ揃々

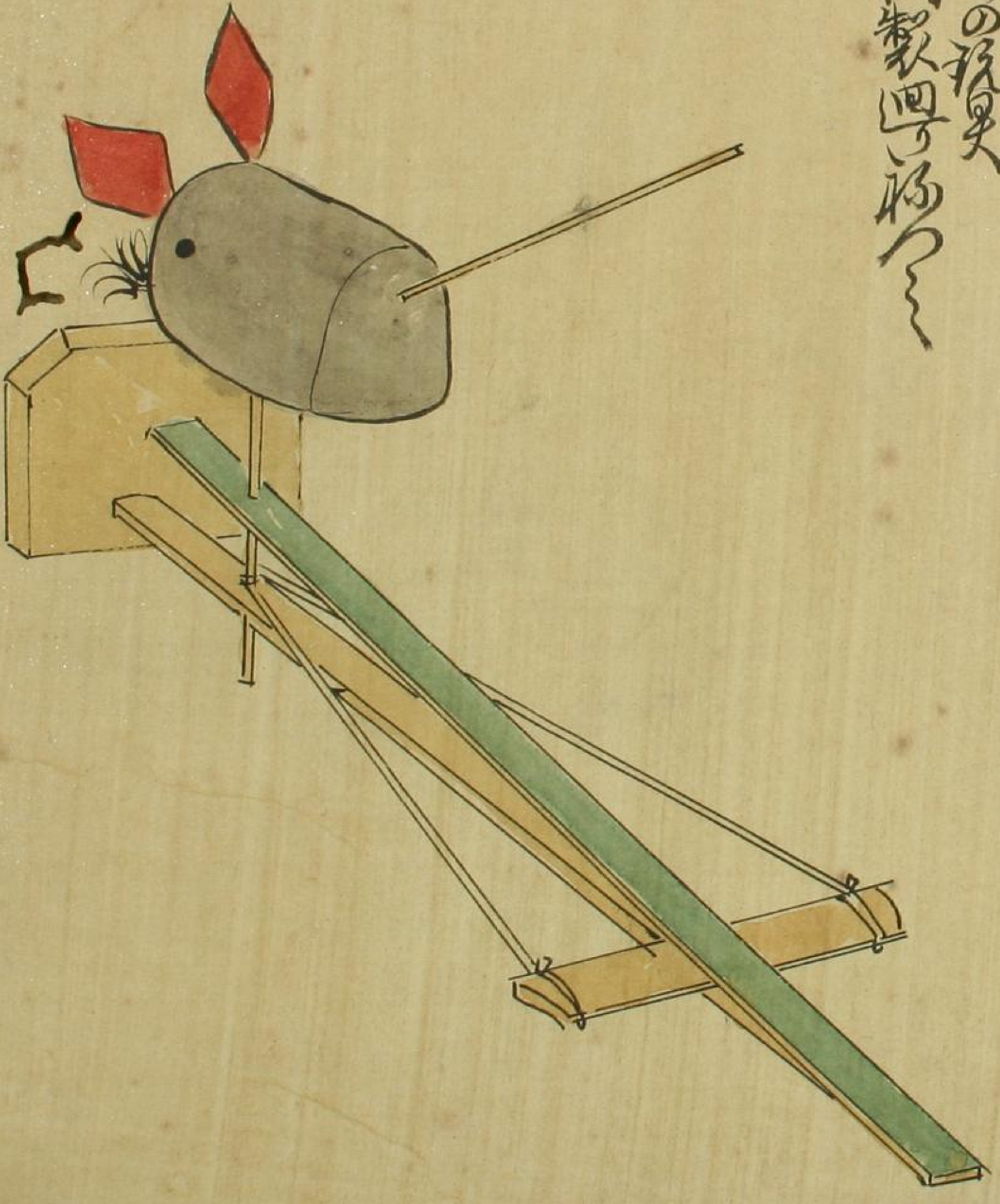

紀州牛神の玩具

備後尾のミち土堂の象彫
庯の玩具

加賀金沢の玩具
うさきの餅つき

伊豫国宇和島の玩具牛鬼

安房のく蛇の玩具

大坂製張子赤色竹馬

伏見製の羊

紀州山王権現瓦さる

享保の頃江戸玩具
鶏の手遊

老しお浪花の玩具犬車

埴乃伏見製の猪

典薬寮古瓦

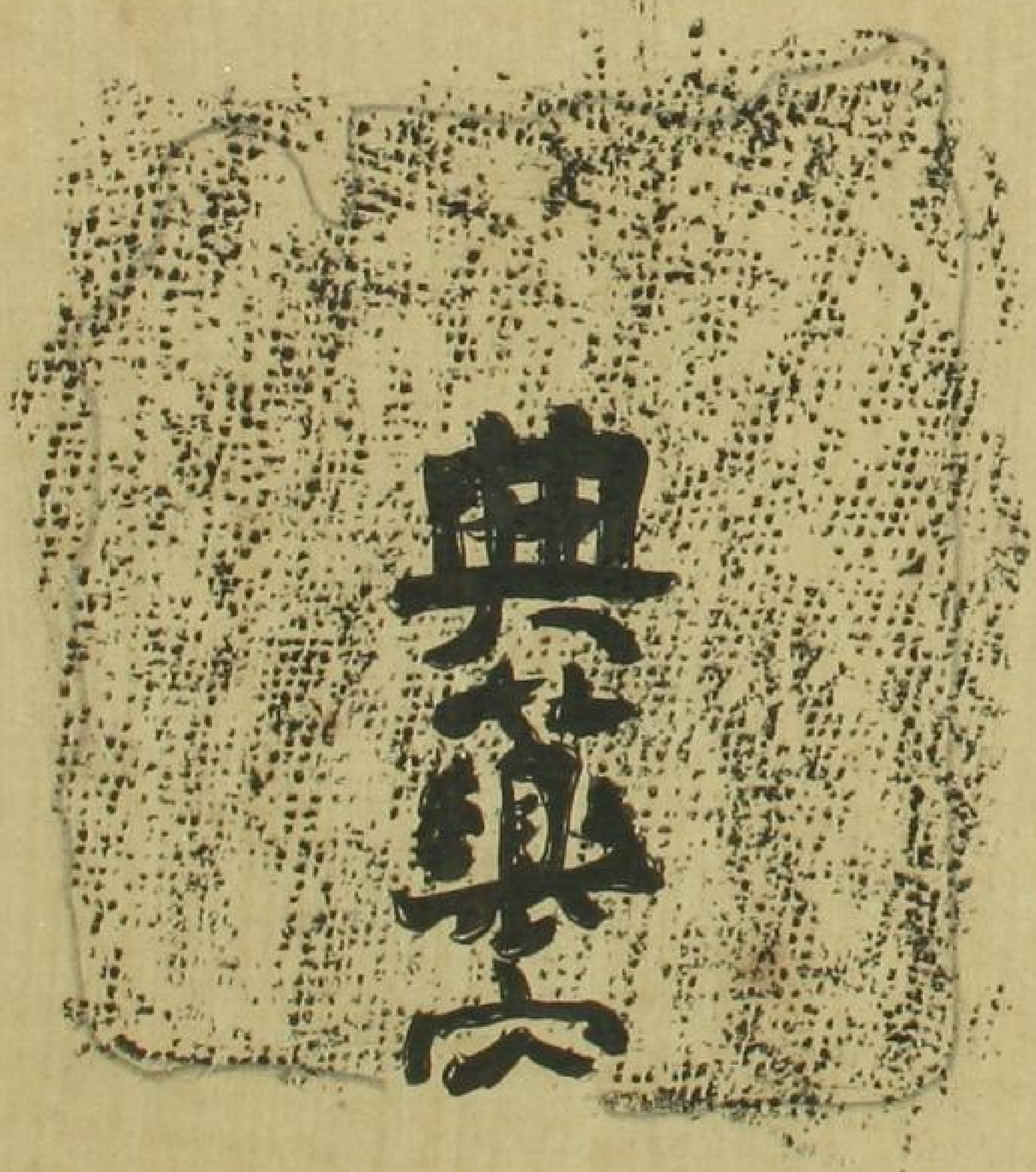

左京殘古色

右ゝ稲荷廣家藏

黒助稲荷之額廣澤書

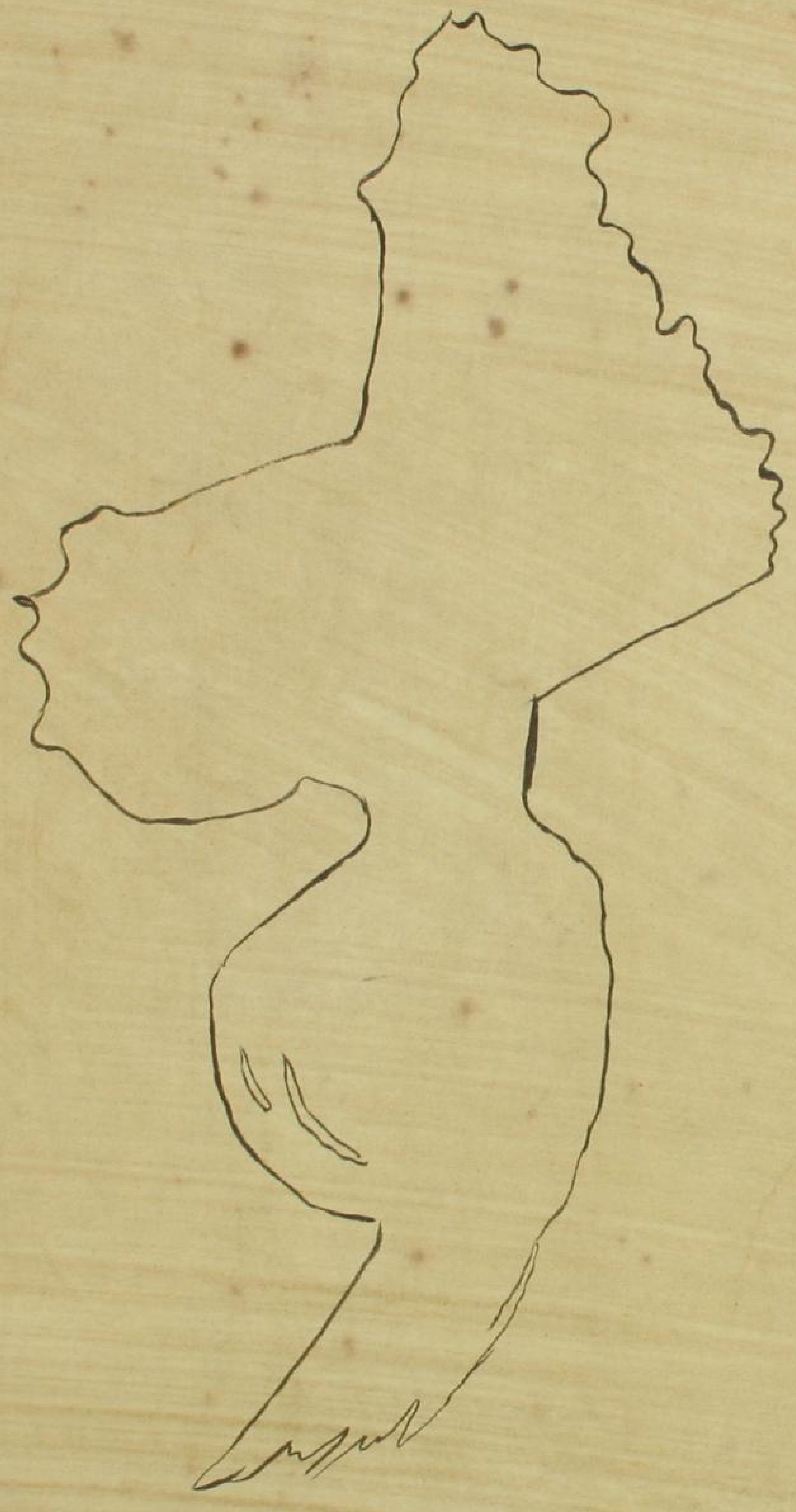

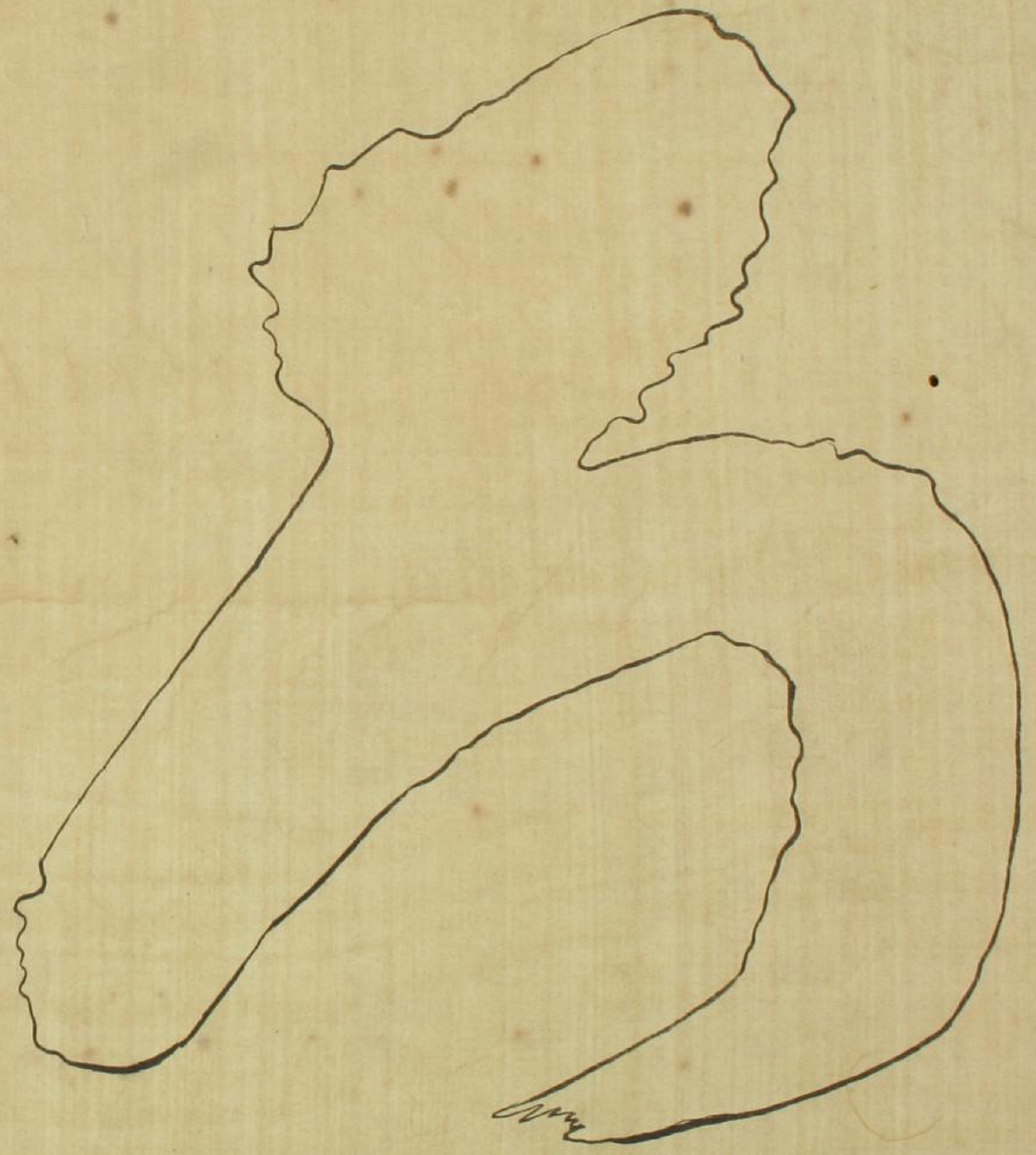

黒助稲荷此社ハ元吉原にありしを更へ替地

移りし時より京町二丁目の下に志る免祭り遷座

天和のころ九郎助といへる者此社の奉り

信ひしかれハおのつから人皆九郎助いなりと

唱しとや（今は黒助と書誤て）さてこれならぬ文字は額なる

細井廣沢の書る筆蹟之これ此由来よしを

学つるに娘のきゝけるに志るされねとも元禄の比

廣沢のはやり出し時世墨に堪泳せられけるよし

また京町二丁目に世に流行といへる質商人の家に

魚佐原になりける流しけるにより穿きみ なから

ぬ生まれつきなれハ流行といへるところをいひまちきに坐探

内外のまれよくおほえれて居る額を掲げ者て

書をこひけれハなんさえ文字は真行草なとも人に

まの及ぶありしに却てこゝに候ひしてこそ候

よあさましぬるを時何と思ひてか出してまゐらせぬ

知らるなれハとてこの外人あれ七文字はみな云まゐるなれ

いはてもろきこと多きものなれとやいはましまる
ふたたひかゝる事を見舞のなから俊居士此文字
者とならびに将棊其此額まで廣澤の書
抑のかしこまりいとおもしろくめつらしき事なり

同鳥居蒼稲魂之額其角書

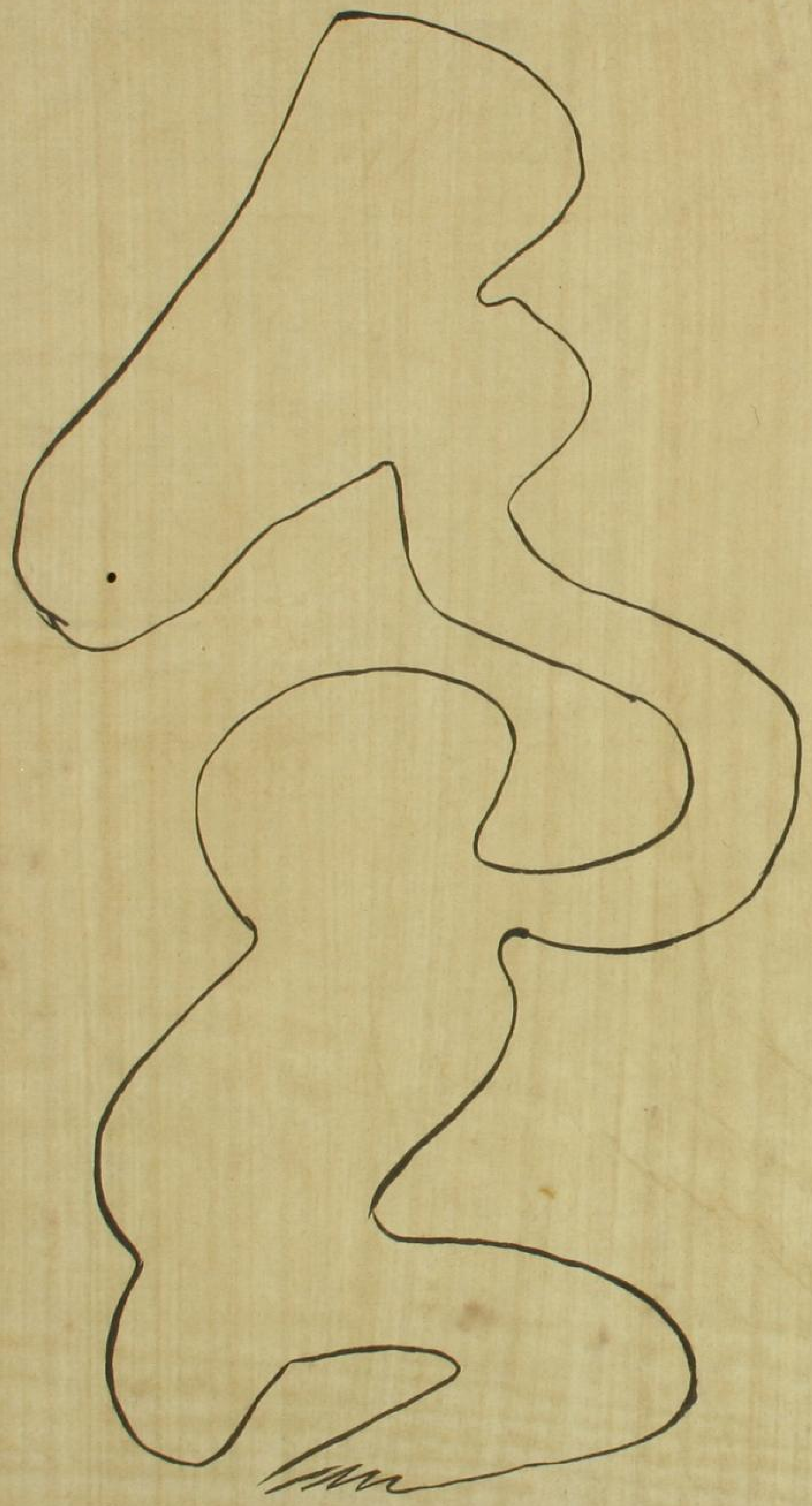

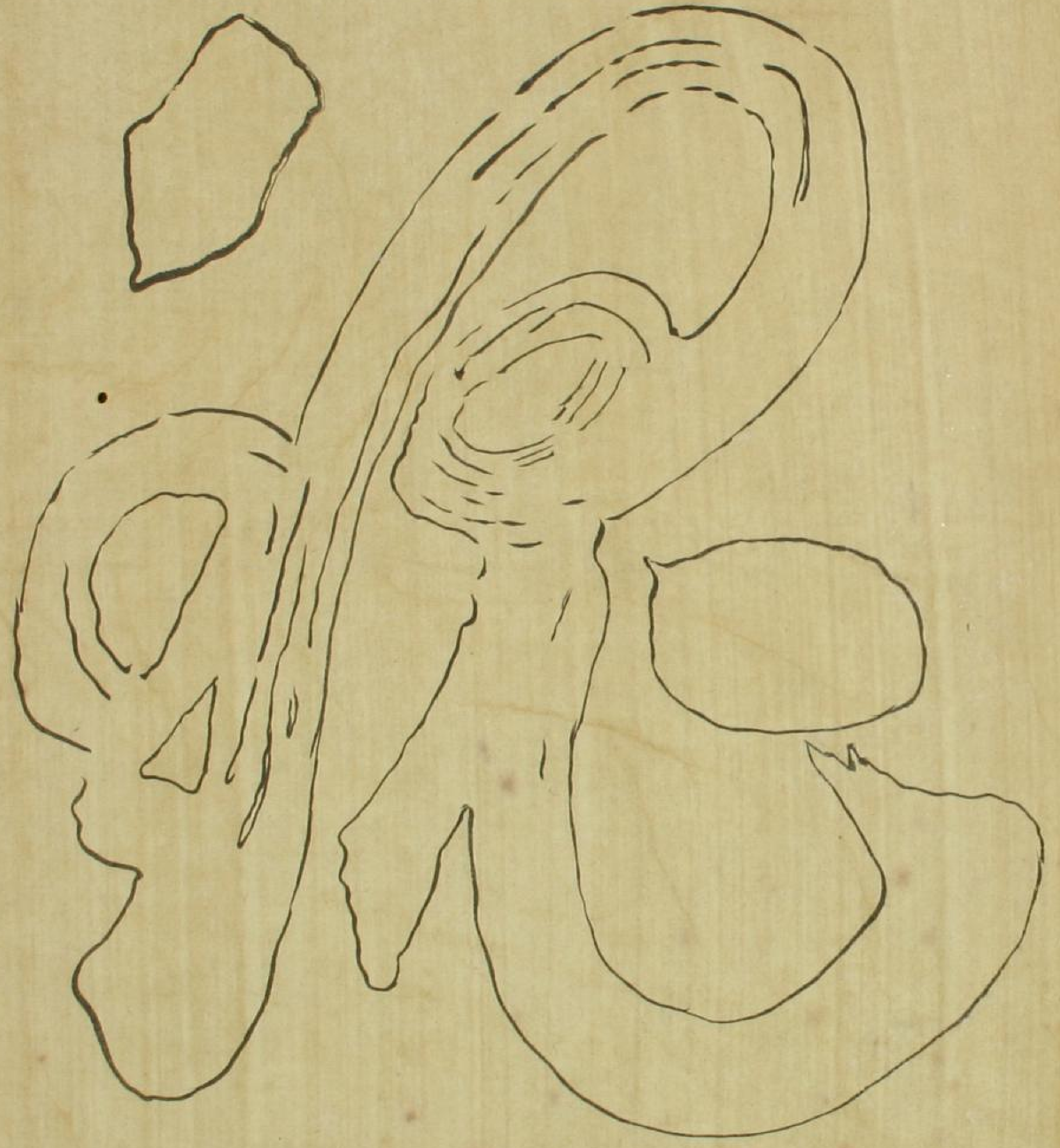

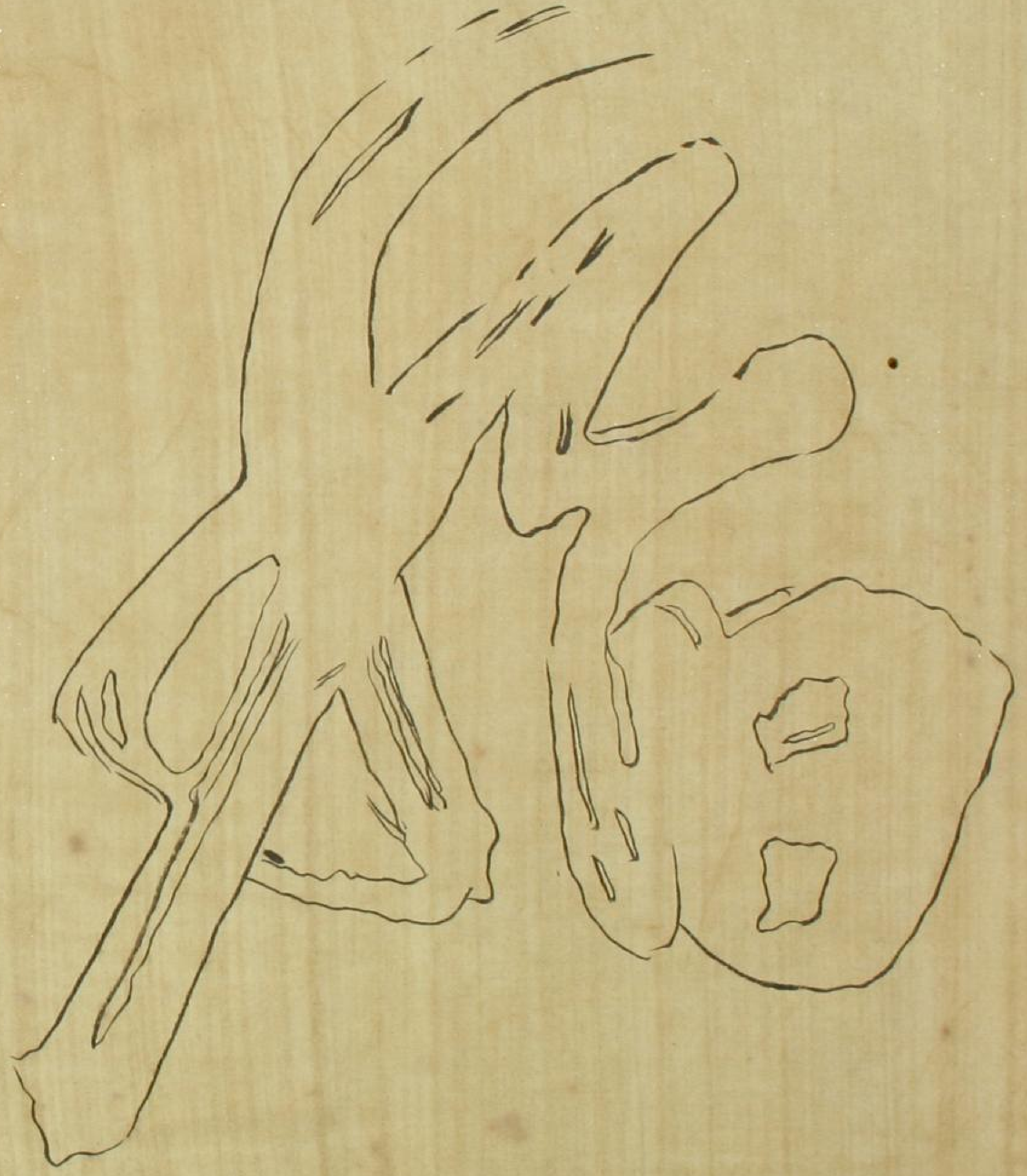

享保五年

宝永四歳丁亥五月吉辰日　其角書

再興
造立主山本保道

庚子八月吉日　同人

これ額ハ晋其角（俗の名は榎本順哲）の書せる處なりしか
寛政の災火のけむりにおかされてもかすかなる

ふいまき志のねともなきさに心あるよしを願へる當邸の
君のかゝることをやあはれとおぼしけむさらに基し
願ひぬるもいとこよなき法の師慈院のきみに願て
これふしきなる事とてひきうけ給ひて書給
いまかくやむほし願ひけむあるに扇額を
作らせ願ひてそのうつしおのまゝなるまゝに彫せ
鳥居にかけさせ願へハ宝人の額に露たふす
あらぬもいとふしきもありかたき事とて人毎に

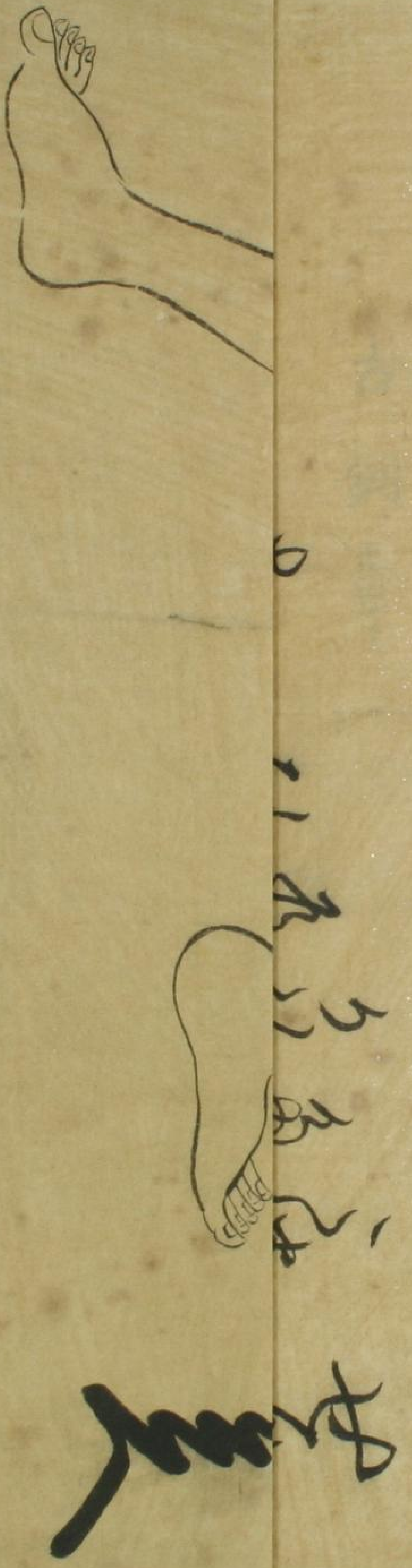

いひあへりなき

後の額かゝす

此額之文宝永中晋其角所書也而山本保道 六
者奉納之後享保中再修之寛政中罹火為
烏有而今年社僧慈阮聞其筆跡在我文庫
頻求之乃写之并作額以与之因懸社頭云

于時文化己巳年三月吉祥日

烏有而今年十社稽荘阮聞其筆跡在我文庫
頻求之乃写之并作額以崇之因懸社頭云
于時文化七巳年三月吉祥日

古銅章

文曰 太宰府印

古銅章

文曰觀音寺印

右二顆

海棠庵蔵

古銅章

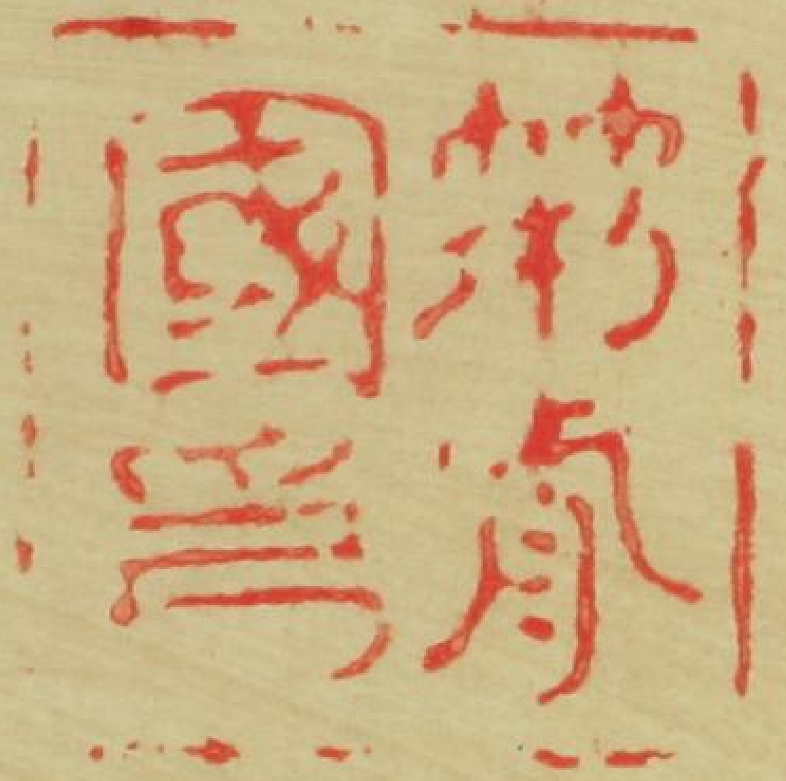

文曰 筑前國印

古銅章

文曰 賣神祝印

右二顆 好問堂蔵

大名慳貪の匣

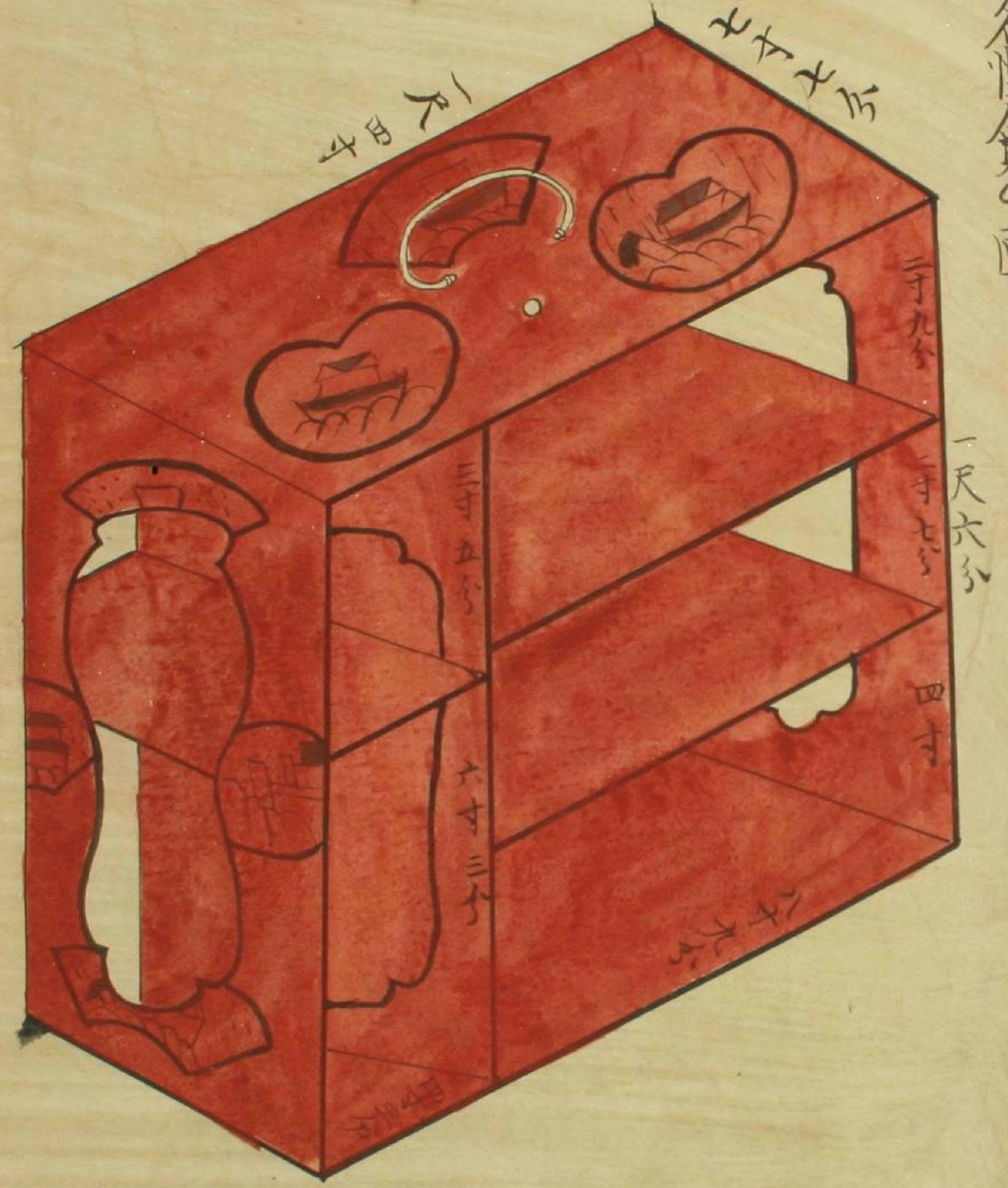

慳貪蕎麦切ありし頃大名慳貪といへりしも大名とよひ
しのしハ諸侯がたの船を写しなりけるをもてなりとか
坂世に伝りてあらましくの絵やうなきも捨てかれ
ハおりしなまれり今こゝに載するあの船をなかなる
よべる旅の紀原をも兄るへくいとおかしろく又ねひあるまし
きゝまのあり

北濱記

慶安三年庚寅新吉原大門口案内茶屋女中通切手

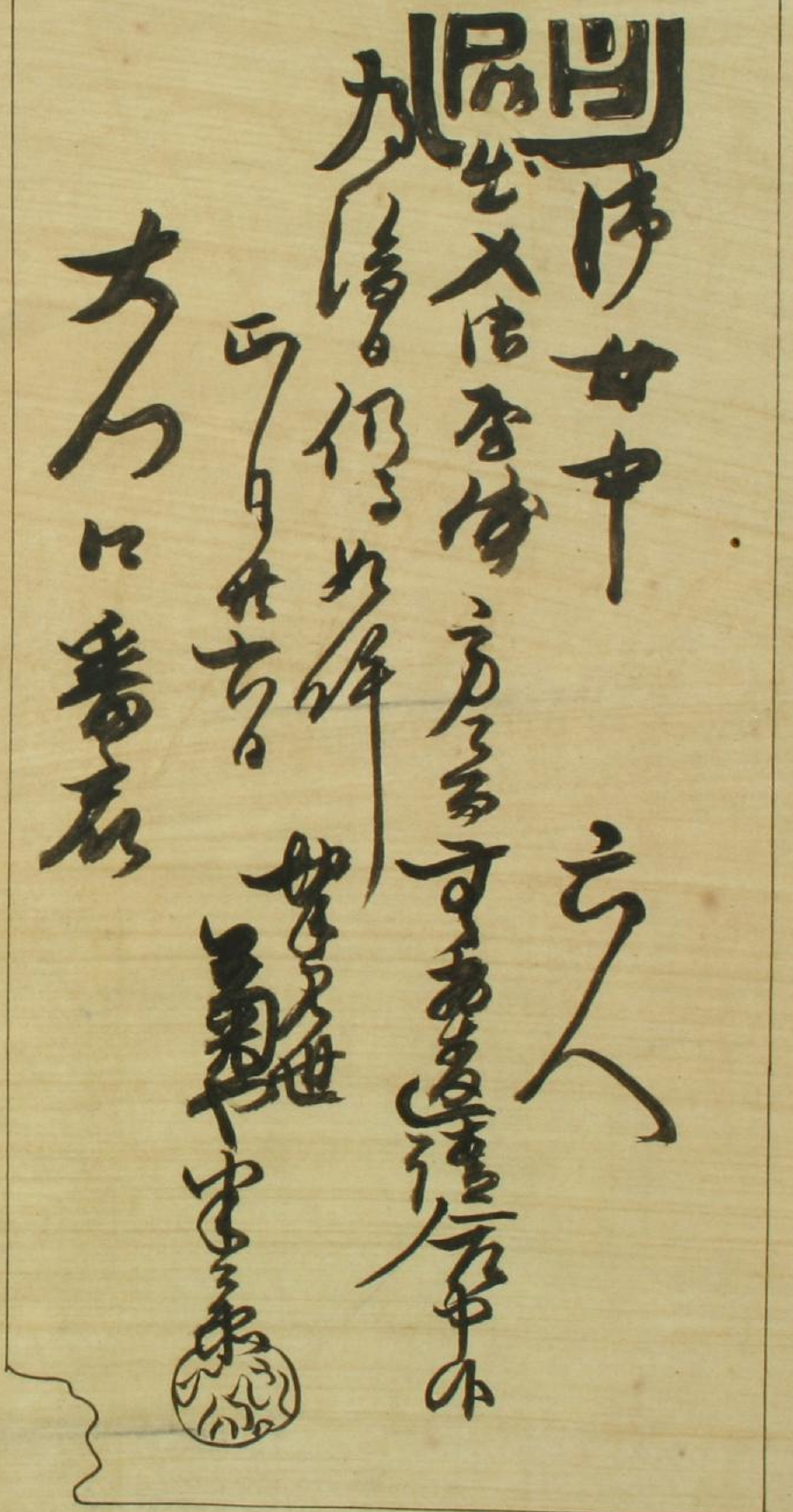

五十軒ノ通切手ハ壱ヶ月壱折ツヽ付大の月ハ三十枚小の月ハ廿九枚ツヽ大門番所四郎兵衛より割印を押たる紙を茶屋へ渡ス事ナリ 安永年間の吉原細見ニのせたり

古代蕎麦切之箱

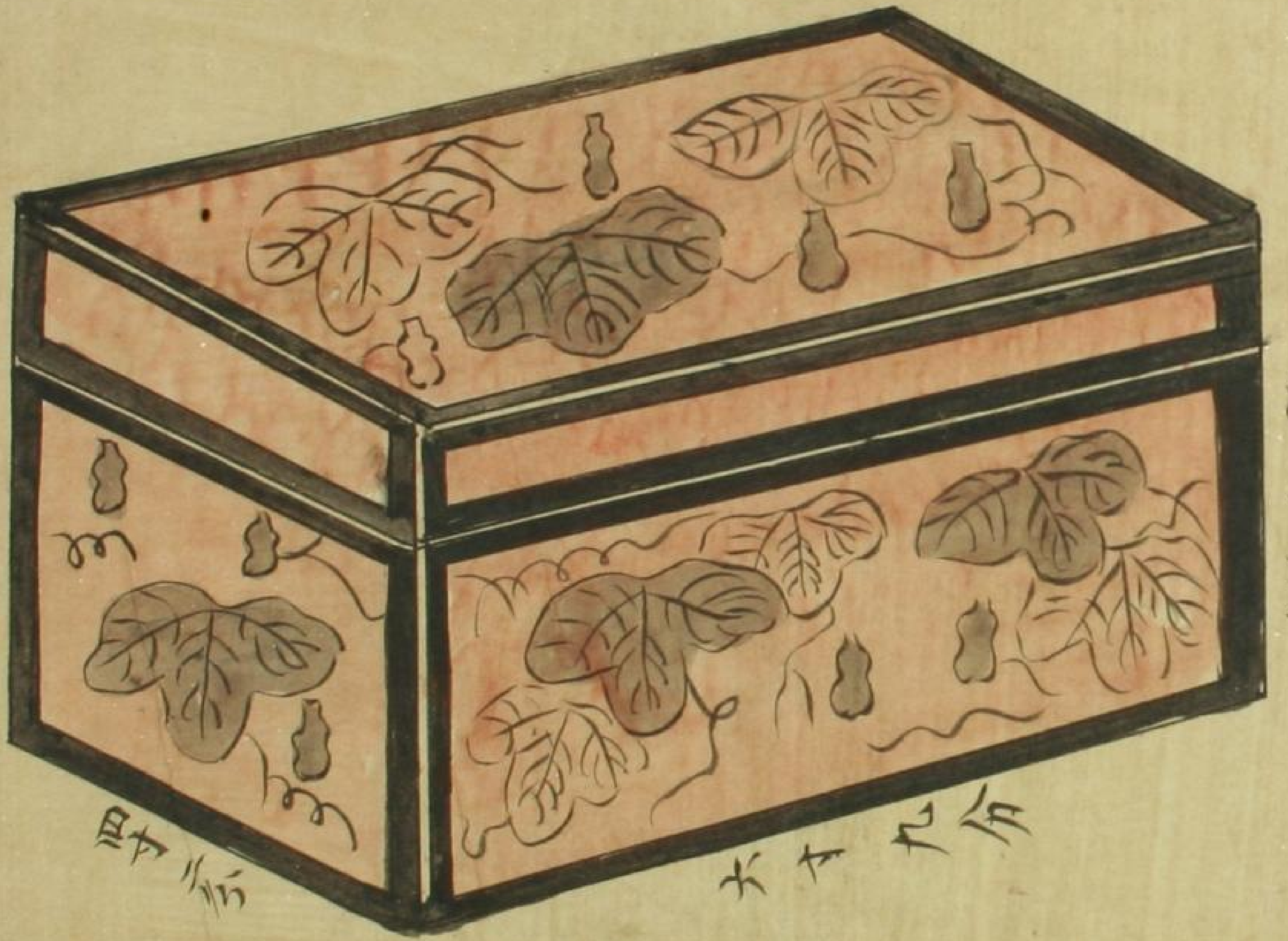

仁清の作人形花瓶
湛々老人女人形の図記戸田濃州仁清人形摸附出

浪華十萬堂の什物なる湛々翁の遺愛の人形ハ仁清の作なりと云伝ふ又蒹葭堂の記にも和歌山にて得し人形の十萬堂の遺物と同作なるへし珍とて戸田濃州君にまねをせしを見たり然るに去年ゆへありて某氏人形を骨董舗に得て戸田君の蔵物と合せ見るに少しく異なりといへとも実に一對のものと云へし いよいよ仁清の作にやいなや諸君の鑒別をこひまへらし

たそや行燈

晋其角自画賛

元禄以前か是もれすハ
其角の画賛を見て写し

其角

それよりして
夜明らしや
郎五

これあんどうまで吉原町にかぎりて出すに民家く
え吉原の外より傳しけるにや知られねども
呼ばるこそ和訓栞に黄昏を誰彼と見分かぬ
く疑しき時をいふとあり源氏物語にも夕
れの時といひし
後撰集に
君にだにとはれでふれば藤の花たそかれ時も
志らずぞありけると志るされたるを見て考ふるに
元吉原町は昼のうちにて扱の商売営し
なりし故夜分番にて掛るにはこれあん燈を
灯もしけるとぞ元来あんどうハたそかれ行燈と
いふべきをたそやとのみつめていへる成べしその
よし原にてハよるあまくなる事にゆかし頃より
しかるに家毎に見世を張女のかぎり客にあの
ぞぬれておのづから揚屋に往来もやな
れるあかりに用ひしあんども絶事となりぬ

獅々
出羽庄内の産
大サの図

正徳享保のころ流行此様瑇瑁のうすく薄くして
歯此ちくの厚し その製の工とある事を見るべし

浮世人形
元禄正徳の頃まで尤年ゝたるもの此あり

右の服ハ
紗綾蘭純子帯ハ繻子ヲ継す半絹之

文寶堂蔵

身請證文

證文之事

一 其方抱之誰雲と申けいせい未年季之内ニ候得共
我等妻ニ致度候ニ付此度其方ニ遊女妻ニ致度と申上
相頼候処其御聞届ケ道具長持迄相添被下
永ね水則為揚代金子三百五拾両其方ニ進候
自今已後御 此儀揚屋遊女屋付仕
江戸市町中其外何方ニ而茂遊女商売ニ被成候ハヽ

道中筋ハ不及申在々所々ニ而も傾女遊女かくしおき申間敷候

並ニ召抱申間敷候極女并ニ抱置申ましく候

此外ニ茂御法度之儀被仰出候上ハ猶以相守可申

成りし時ハ其者ハ不及申名主五人組迄可為曲事

候依而全子百両之家屋鋪相渡請取申候

元禄十三年

辰七月二日

右條目御仰文ゟ件

四つ花菱の文

黄金 源六

請人 平右衛門

同 半兵衛

傾女の御請状之儀ハ元よし原より起まゐて今

千年も絶せざるは大江戸此所さかえ行る

あつかるきまつるしなるへしよあき

花もみだれ浦也四つ花菱抱屋宝の清流文

ありその江揚屋町和泉屋半四郎

揚屋なれかめと

まて極りの君市町の人たれとも此人々住所まて
志るまきもらしかるきちある人とくゝ万て文に
ちまめてしきかきさはこたり此すまてな人と
みんなさらし此色ともかしこみか様の文様にて
元まかきる事なきとも読まはゆくの者のろ
なれもゆましこしうるもおまいやれてか
くあらぬきもののまなん

戯子券

手形之事

一 私義此般方ニ当西来ル土月朔日より来申十月晦日迄
役者年季相極申候実正也給金指定
此内前年貝金二三両戯金只今慥請取申候
九両戯方ハ其後久御勘定請取可申候尤給金之内
役者之振ハ致又ハ不埒出仕申候ハ御損銀

仕立屋相勤申候雛形ニ而大経師金子ニ
此方へ罷上リ御当地ニ参リ候而京大坂先々相勤
候者ニ候得共年ニ罷も帰リ不申居申候
筆中右之者宗旨之儀ハ代々日蓮宗ニ而当地
御法度之儀ハ不及申宗門之儀ハ相違無御座候
請人念入候所御申候脇ゟ後日ニ六ヶ敷儀申
元禄十六年未十二月
高砂町
請人 嘉兵衛

大坂町 大黒屋方ニ而奉公仕居候
請人 四郎兵衛
物三郎殿

一 右手付証文ニ付而此ハ年次ハ先年相勤申候
いかし 和泉師の弟子ニ而候 此人 当年所持
是ハ作者記

古銅章

某侯家藏

文曰菅原是善之印

古銅章

文曰法隆寺印

某侯家藏

証文之事

一我等町之内ニ而此度きせるを仕候
旅人ハ添いたしまいらせ候而何事ニよらす
申まいらせ候いつれもとめさせ大事
切ニ申付町中申合急度
[redacted]
江戸之定之通り仰付候様ニ
儀御座候ハハ何時成共可被仰付候
若違背仕候ハハ何時成共町中分ニ而曲事ニ可被仰付候
其時一言之儀申間敷候為後日証文仍如件

寛文拾戌之年
壬ノ二月十日

年寄 [illegible]
小田原町 長右衛門
証人 三郎左衛門
同 [illegible]
同 又三郎

道安老 参

意休説状

世に意休といふハ武士にて有りし之姓ハ深見氏表
徳ハ自休と呼ぶ
名月や来て見よかしの此ひたひ　自休
是ハ自休の自讃の句なるよし　揚すこし額をぬきけり
あけゝる人なき候
小田原町長左衛門とあるハ銘棒なくよおし男達なり
道安なくあるハ罷在三浦屋揚巻剃髪し坐なくまりの
名なる事や亦大なる事とハ臺所の出損にや
文讃堂誌

駄句の小集去歳五月より生始まく
今茲十有一月に至りて凡て
二十會本月を終りとしてより
て毎會出席の内より第乃花
玩賞せ遊ぶものを輯録し

乙酉十一月十三日

山崎美成記

壬寅歳卯月吉辰

東都江川彫

山吹里

猩猩楼主人